6. 水質基準項目表

遊佐町水質検査表（１）　　法令に基づく水質検査

項目NO.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		検査計画頻度（回／年）	設定理由等
		(mg／L)		検査頻度	検査省略頻度		
1	一般細菌	１００個/ml	2	月1回	月1回	12	*3
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	年4回	3年1回	1	安全確認等のため *1、*2
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満			1	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			1	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.002			1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満			1	
8	六価クロム化合物	0.05	0.005未満			1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.006			1	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	年4回	年4回	4	*3
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1	年4回	3年1回	1	安全確認等のため *1、*2
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08未満			1	
13	ホウ素及びその化合物	1	0.04			1	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満			1	
15	1-4－ジオキサン	0.05	0.005未満			1	
16	シス－1・２－ジクロロエチレン	0.04	0.004未満			1	
17	ジクロロメタン	0.02	0.002未満			1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満			1	
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満			1	
20	ベンゼン	0.01	0.001未満			1	
21	塩素酸	0.6	0.39	年4回	年4回	4	消毒副生成物であり、検査を省略できない。 *3
22	クロロ酢酸	0.02	0.001未満			4	
23	クロロホルム	0.06	0.0009			4	
24	ジクロロ酢酸	0.04	0.001未満			4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.005			4	
26	臭素酸	0.01	0.001未満			4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.012			4	
28	トリクロロ酢酸	0.2	0.002未満			4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0023			4	
30	ブロモホルム	0.09	0.005			4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002			4	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.18	年4回	3年1回	1	安全、性状確認等のため *1、*2
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01未満			1	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.05		年4回	1	
35	銅及びその化合物	1	0.05		3年1回	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	21		年1回	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.002		年4回	1	
38	塩化物イオン	200	32	月1回	月1回	12	*3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	46	年4回	年1回	1	安全、性状確認等のため *1、*2
40	蒸発残留物	500	160		年4回	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満		3年1回	1	
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	月1回		1	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満			1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	年4回		1	
45	フェノール類	0.005	0.0005未満			1	
46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	5	0.4	月1回	月1回	12	*3
47	ｐｈ値	5.8～8.6	7.4			12	
48	味	異常でない	異常なし			12	
49	臭気	異常でない	異常なし			12	
50	色度	５度	1.3			12	
51	濁度	２度	0.6			12	

備 考　① ＊1は、基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、3年に1回の頻度に省略できる。

② ＊2は、基準値の2/10以下で原水等の変動による汚染のおそれがない場合、1年に1回の頻度に省略できる。

③ ＊3は、水道水の安全性又は性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査する。

④ ▭ は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

⑤ ″検査省略頻度″はこれまでの検査結果から省略可能となる頻度